

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階に応じる標準的な職は、管理者が別に定める。

職制上の段階		標準的な職
1	次長，技術長，監察監が属する職制上の段階	局長
2	総括監察員，部長，室長，担当部長，経営ビジョン策定担当部長，経営政策担当部長，財務・防災担当部長，水質管理センター所長，水道管路管理センター所長，鳥羽水環境保全センター所長が属する職制上の段階	部長
3	主席監察員，技術監察員，副室長，課長，担当課長，防災・財産管理担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，業務管理担当課長，料金・システム企画担当課長，京北分室担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長，鳥羽水環境保全センター所長を除く。），副所長，場長，吉祥院支所長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐，所長補佐，担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	係長，担当係長，支所長（吉祥院支所長を除く。）が属する職制上の段階	係長
6	主事が属する職制上の段階	主事
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)